



発行 東京都

目次

44

規則（公）

○警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則……………1

告示（収用委）

○東京都収用委員会公印規程の一部改正……………1

訓令（海区漁調）

○東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正……………3

訓令（議）

○東京都議会議会議局組織規程の一部改正……………4

○東京都議会議会議局議案決定規程の一部改正……………4

○東京都議会議会議局職員出勤記録整理規程の一部改正……………5

告示（議）

○東京都議会情報公開推進委員会規程の一部改正……………5

○東京都議会議会議局文書管理規程の一部改正……………5

規則（公）

警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

●東京都公安委員会規則第3号

警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則

警視庁警察職員の定員に関する規則（昭和38年8月1日東京都公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

5 警察官の階級別定員は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、第2条の規定にかかわらず、同条の表(1)の項に定める人員に次に定める人員をそれぞれ加えた人員とする。

警察官 98人

内訳

巡査 98人

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告示（収用委）

●東京都収用委員会告示第一号

東京都収用委員会公印規程（昭和六十年東京都収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都収用委員会

第四条に見出しとして「（旧印の保存及び廃棄）」を付し、同条中「改刻等」を「組織の改廃、改刻等」に改める。

第五条中「公印台帳」を「東京都収用委員会公印台帳」に改める。

第七条及び第八条を次のように改める。

（公印管理者の任務）

第七条 公印管理者は、事務局長の命を受けて公印に関する事務をつかさどる。

（公印取扱主任の指名等）

第八条 公印管理者の下に公印取扱主任（以下「主任」という。）を置く。

2 主任は、公印管理者が自己の指揮監督する職員のうちから指名する。

3 主任は、公印管理者の命を受けて公印に関する事務に従事する。

4 公印管理者又は主任が不在であるときは、公印管理者があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

第十一条第二項中「を公印管理者」を「及び必要な事項を記入した別記第五号様式による公印事前押印・刷り込み文書等処理簿を公印管理者」に改め、同条第三項中「別記第五号様式による」及び「事前押印した文書等の」を削り、同条第四項中「書き損じ、汚損、破損」を削り、「人事異動等」を「人事異動、公印の改刻等」に改め、「ときは」の下に「速やかに、書き損じ、汚損又は破損により使用できなくなつたときは使用終了手続時に（公印管理者が求めたときにあつては、その発生の都度）」を加え、「速やかに」を削る。

第十二条第二項中「事前押印」を「事前押印を」に、「刷り込み」を「刷り込みを」に改める。

別表第一 一の項公印管理者の欄中「総務課長」を「事務局総務課長（以下「総務課長」という。）」に改め、同表七の項公印管理者の欄中「総務課長及び審理課長」を「上記課の課長」に改める。

別記第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第4号様式（第11条、第12条関係）

	公印管理者 事前押印 刷り込み 申請書	公印 刷り込み 申請書	保管責任者 所属 職 氏名 (公印番号)		文書記号・番号 年 月 日
下記のとおりの公印を 事前押印 刷り込み するので申請します。 記					
申請する公印					
公 印 名					公 印 番 号
対象文書					
文 書 の 種 類	数	部	事前押印・刷り込みを必要とする理由	文 書 の 用 途	
事務処理を委託する場合		1 受託者に刷り込みの発注を、 2 受託者に事前押印・刷り込みの文書を、 3 受託者に事前押印・刷り込みの文書を、			
該当するものを丸で囲む。		[行わせる。] [行わせる。] [保管させる。] [保管させる。] [交付させる。] [交付させる。]			
刷り込みの場合の別新規・繰越しの別		刷り込みの場合の本文の印刷の色		刷り込みの場合の公印の色	
備 考					
(申請受付時：公印管理者処理欄)					
申請受付年月日	承認年月日			公印管理者 事前押印・刷り込み承認	

別表第二を削る。

別表第三中「第六条」を「第五条」に改め、同表を別表第二とする。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正の廃止)

2 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正(令和七年東京海区漁業調整委員会訓令第一号)は、廃止する。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第二号

東京都議会 議 会 局

東京都議会事務局組織規程(昭和五十一年東京都議会議長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都議会 議 長 増 子 博 樹

第十二条の表管理部の部総務課の項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同項第十八号中「公開」の下に「その他政治倫理」を加え、同号を同項第十九号とし、同項第十七号を第十八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 個人情報の保護に係る連絡調整等に関する事。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都議会議長訓令第三号

東京都議会 議 会 局

東京都議会事務局事案決定規程(昭和五十一年東京都議会議長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

別表中

東京都議会議長 増 子 博 樹

十六 公文書の開示等に関する事。	一 特に必要な公文書の開示等に関する事。	一 重要な公文書の開示等に関する事。	一 公文書の開示等に関する事(特に重要なものを除く)。
------------------	----------------------	--------------------	-----------------------------

を

十六 公文書の開示等に関する事。	一 特に必要な公文書の開示等に関する事。	一 重要な公文書の開示等に関する事。	一 公文書の開示等に関する事(特に重要なものを除く)。
十七 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事。	一 特に必要な個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事。	一 重要な保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事。	一 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事(特に重要なものを除く)。

に

改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都議会議員長訓令第四号

東京都議会議員局

東京都議会議員局職員出勤記録整理規程(平成三年東京都議会議員長訓令第七号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都議会議員長 増子博樹

別表中四十六の項を削り、二十二の項から四十五の項までを二十三の項から四十六の項までとし、二十一の項を次のように改める。

二十二 健康管理休暇

休 健

別表中二の項から二十の項までを三の項から二十一の項までとし、一の項の次に次のように加える。

二 在宅勤務等

宅 在

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

告 示 (議)

●東京都議会議員長告示第一号

東京都議会情報公開推進委員会規程(平成十一年東京都議会議員長告示第一号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都議会議員長 増子博樹

第二条に次の一項を加える。

2 推進委員会は、前項に定めるもののほか、議長求めに応じて、個人情報の適正な取扱いに関する事項を検討し、及び保有個人情報の開示等に当たっての調査を行い、意見を述べるものとする。

第三条中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都議会議員長告示第二号

東京都議会議員局文書管理規程(平成十一年東京都議会議員長告示第五号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都議会議員長 増子博樹

第五十三条中「する不開示情報」の下に「又は東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和七年東京都条例第四百七号。以下「個人情報保護条例」という。)第二条第一項に規定する個人情報」を加え、「当該不開示情報」を「当該情報」に改める。

第五十七条に次の一項を加える。

3 主務課長は、秘密文書について、個人情報保護条例第二十四条第一項の規定に基づき当該秘密文書に記録された保有個人情報を開示する旨の決定があったときは、当該決定に関する限りにおいて第五十四条第一項の指定を解除するものとする。

別表起案文書及び收受文書(他の起案文書に添付するもの及び資料文書を除く。)の部公文書の開示等に関するものの項の次に次のように加える。

保有個人情報 の開示、 訂正又 は利用 停止に 関する もの	保有個人 情報の開 示、訂正 又は利用 停止に係 る基本的 な方針等 に関する もの	保有個人 情報の目 的外利用 又は提供 に関する もの	保有個人 情報の開 示、不開 示、訂正、 不訂正、 利用停止 又は利用 不停止の 決定等に 関するも の		
--	--	--	--	--	--

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえに
リサイクルされています。